

第2次 かほく市行政改革大綱

「やすらぎ」と「うるおい」のあるまちづくりを目指して



平成22年3月

かほく市

目 次

行政改革の必要性	1
1 これまでの取り組み	1
2 地方公共団体を取り巻く状況	1
3 新たな行政改革の必要性	2
行政改革の基本方針	2
行政改革の推進体制	3
1 推進組織体制	3
2 行政改革大綱の体系	5
行政改革の実施期間	5
行政改革の推進事項	5
1 公正の確保と透明性の向上	5
(1) 情報公開制度の充実	5
(2) 市民参加の機会拡大	6
2 組織・機構の合理化	6
(1) 機能的な組織の構築	6
(2) 定員管理の適正化	6
(3) 給与の適正化	7
3 公共財産の有効利用	7
(1) 公共施設等の管理運営の見直し	7
(2) 庁舎等整備の推進	8
(3) 市有財産の有効活用	8
4 事務事業の見直し	8
(1) 事務事業の整理・合理化	8

(2)	市民サービスの充実	8
(3)	補助金等の整理・合理化	9
(4)	民間委託等の推進	9
(5)	環境保全の推進	9
5	行政の情報化	9
(1)	行政の情報化等の推進	10
(2)	市民への情報提供	10
6	公共工事の適正化	10
(1)	公共工事の見直し	10
(2)	入札・契約の手続の改善	11
7	人材の育成	11
(1)	人材育成の推進	11
8	財政の健全化	11
(1)	市税等の収納率向上	12
(2)	新たな財源の確保	12
(3)	経費の節減合理化	12
	資料《用語解説》	13

行政改革の必要性

1 これまでの取り組み

かほく市では、平成17年10月に「第1次かほく市行政改革大綱」を策定し、平成17年度から平成21年度までの5カ年にわたり、その大綱を指針として、「やすらぎ」と「うるおい」のあるまちづくりを実現するために、行政改革を推進してきました。その策定及び推進体制においては、各種団体の代表者や有識者のほか市民公募委員からなる「かほく市行政改革推進委員会」を設置し、市民の意見をできるだけ反映させるとともに、市議会議員6名からなる「かほく市議会行政改革特別委員会」からの意見も十分に踏まえつつ、その遂行を図ってきました。

その内容は、基本方針に基づき8つの重点目標として「公正の確保と透明性の向上」、「組織・機構の合理化」、「公共施設の有効利用」、「事務事業の見直し」、「行政の情報化」、「公共工事の適正化」、「人材の育成・確保」、「経費の節減合理化等による財政の健全化」を定め、更に具体的な推進項目83項目に分類し、合理的で効果的な行政運営の実現を目指し、集中的かつ計画的に取り組みを行ってきました。また、推進項目にはできる限り数値目標を設定するなど、実効性も考慮しながら推進してきました。

平成20年度末までの実績においては、具体的な推進項目83項目中、54項目が目標を達成し、達成項目数による達成率は65.1%となりましたが一部実施や検討中などの推進項目も29項目残されており、今後も引き続き行政改革の推進に取り組んでいく必要があります。

2 地方公共団体を取り巻く状況

すでに地方分権が実行の段階に入っている現在、国と地方公共団体は対等・協力の関係に立つこととなり、地方公共団体は自らの判断と責任の下に地域の実情に合った行政運営を実践していくことが不可欠となっています。

また、少子高齢化が一層進展し、社会保障制度における先行きの不安、地球温暖化の進行や相次ぐ自然災害の発生、食の安全等の問題、そして世界的な経済悪化による未曾有の金融危機、経済情勢の急激な悪化等により、地域経済を取り巻く情勢が益々厳しさを増す中、企業の業績悪化や雇用問題など社会的に大きな不安が広がり、市民生活にも深刻な影響が懸念され、先行き不透明で極めて厳しい状況が続くものと考えています。

このように地方公共団体を取り巻く環境が著しく変化している中、高度化・多様化する住民ニーズに対して迅速かつ的確に応えていく一方、簡素で効率的な行政運営を実践していく必要もあり、バランスのとれた市民サービスを展開

していくことが求められています。

3 新たな行政改革の必要性

現在、平成17年10月の「第1次かほく市行政改革大綱」策定から5年近くが経過しましたが、この間、かほく市においては ケーブルテレビの開局、防災行政無線の整備、中学校の新築・大規模改修、保育園の統合整備、福祉巡回バスの運行開始など、情報基盤の確立や教育環境の整備、子育て支援の充実、安全・安心のまちづくりなど様々な事業を展開し、市民生活の状況は大きく変化してきました。

しかしながら、かほく市の財政状況においては、平成16年度末に約30億円あった一般会計の基金残高は、平成20年度末で約25億円まで減少しており、起債残高は約249億円となり、かほく市を取り巻く環境が更に厳しい状況を迎えることをしっかりと想定して、将来に備えなければなりません。

このような状況を踏まえ、今後の厳しい財政状況を適切に対応していくためには、現状における課題をしっかりと認識した上で、新たな行政改革に迅速に取り組んでいく必要があります。今回これらの課題を解決するための指針として「第2次かほく市行政改革大綱」を策定するものです。

行政改革の基本方針

地方分権の推進や少子・高齢化の進展、国・地方を通じた財政状況の著しい悪化など、地方行政を取り巻く情勢が大きく変化している中、市では、限られた財源で行政サービスの水準を維持・向上していくため、市の全事業において 事業評価を取り入れ、合理的で効果的な行政運営に取り組んでいきます。また、新たな行政課題や市民ニーズの変化にも的確に対応しているかなど、「選択と集中」により必要性や効果を考慮しながら、整理合理化を進めるとともに、事務事業の本質的な効果についても見直しを図り、市民サービスの質をより向上させるよう改善を進めます。

また、市民との 協働を進めながら、職員一人ひとりが常に危機意識を持って行政改革に取り組み、組織機構の合理化、人材の育成による効率的な業務執行など積極的に推進するとともに、活力みなぎる元気なかほく市の実現を目指して、第1次行政改革大綱の基本的な考え方を踏襲しつつ、次の8項目を重点目標として定め、創意工夫をもって積極的に取り組んでいくこととします。

【行政改革の重点目標】

- 1 公正の確保と透明性の向上
- 2 組織・機構の合理化
- 3 公共財産の有効利用
- 4 事務事業の見直し
- 5 行政の情報化
- 6 公共工事の適正化
- 7 人材の育成
- 8 財政の健全化

行政改革の推進体制

1 推進組織体制

本大綱に基づく行政改革の重点目標を迅速かつ的確に進めるため、庁内の推進体制として「かほく市行政改革推進委員会」を中心に、行政機関や、各種審議会・委員会等を含め全庁的に取り組みます。

かほく市行政改革推進委員会

各種団体の代表者や有識者のほか市民公募委員からなる組織で、市長に対して行政改革の推進及び行政改革大綱の策定に必要な意見、助言等を行います。

かほく市行政改革推進本部

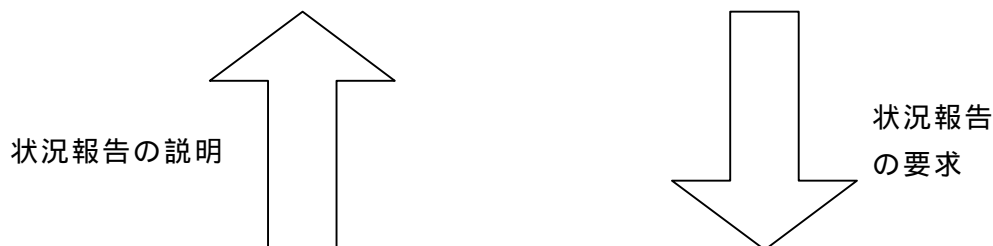
定期的に行政改革の進捗状況について調査し、改革に必要な協議、指示等を行います。

かほく市行政改革専門部会

行政改革推進項目の進捗状況の把握及び調査・検討を行い、実施内容の見直し等について行政改革推進本部に意見、指示を求め、実施内容の改善等の協議を行います。

第2次行政改革推進体制

かほく市行政改革推進委員会	
構成	会長1名 副会長1名 委員10名 (各種団体の代表者、有識者、公募市民) 計12名
所掌事項	<ul style="list-style-type: none"> ・市長からの諮問に応じ、市の行政改革推進に関する重要事項を調査・審議 ・地方分権及び行政改革案に係わる提言・意見 ・行政改革の実施状況の検証・評価



かほく市行政改革推進本部	
構成	本部長：市長 副本部長：副市長、教育長 本部長：部(局)長6名、課長23名 計32名
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・行政改革推進委員会からの意見反映 ・行政改革大綱の審議・決定 ・行政改革大綱に基づく改革の推進・進行管理 ・地方分権の推進・その他行政改革に係る重要事項 ・市民への行政改革の推進に伴う成果等の公表



かほく市行政改革専門部会	
構成	課参事、課長補佐、係長級の職員で構成(8つの重点項目別で構成も検討) 部会長1名 副部会長1名 部会員：各課(局)代表22名 計24名
所掌事項	<ul style="list-style-type: none"> ・行政改革大綱実施計画推進項目に関する進捗状況の把握 ・推進項目の調査・検討 ・その他実施計画に係る事項についての協議

2 行政改革大綱の体系

「第2次かほく市行政改革大綱」においては、第2次の行政改革の必要性和基本方針を定め、それに基づき改革の実施に向けた推進事項を位置付けるものとし、また、大綱に基づく「第2次かほく市行政改革実施計画」を策定して、行政改革の推進事項の実現のための具体的施策や目標値、実施計画スケジュール及び主管課等を定め、計画的に進行管理を行っていくものとし、

行政改革の実施期間

「第2次行政改革大綱」の実施期間は、平成22年度を初年度として平成26年度までの5年間とし、実施計画で各年度における具体的な実施スケジュールをたて、PDCAサイクルによる進行管理を行うとともに、進捗状況についても市のホームページ等で市民にわかりやすく公表していきます。

また、今回の大綱に組み込まれなかったもの、あるいは今後生じる課題についても、実施期間中においてその都度、状況に応じた検討・見直しを行います。

行政改革の推進事項

1 公正の確保と透明性の向上

公正で透明な市政運営を進めるため、情報公開の運営及び管理体制の充実を図ることにより、積極的な情報公開と説明責任を果たし、市民との情報の共有に努め、市民が主役のまちづくりを推進する。

(1) 情報公開制度の充実

情報公開制度の仕組みや公開できる情報に関する内容をホームページで広く周知することにより、市民等の知る権利の尊重を図るとともに、公正で開かれた市政の実現を推進する。

個人情報保護制度の仕組みをホームページで市民に広く周知し、また、職員に対しては情報セキュリティポリシー等に基づく個人情報のセキュリティ管理体制の徹底により、個人情報に関して市民に不安を抱かせることのない市政運営を図る。

(2) 市民参加の機会拡大

市民ニーズを幅広く調査し、市政に市民の意見を反映するとともに、市民の市政参画機会を確保し、市民との協働を促進するため各種委員の市民公募を積極的に推進する。

また、男女共同参画社会の実現に向け、女性委員の増員に努め、女性の意見を取り入れる機会の拡大を図る。

パブリックコメント制度の活用を図り、市民が積極的に市政に参画できる仕組みと環境づくりに努める。

自治会や各種団体及び学校との連携を図り、指導者や支援者の育成・充実に努め、地域活動の活性化を推進し、組織・推進体制の整備を図る。

男女共同参画社会に関する普及・啓発事業を実施し、市民の理解を深め、男女共同参画社会の推進に努める。

市政運営等に対する市民満足度調査を実施し、今後の市政運営に市民ニーズを取り入れ、有効な施策の展開、事業の推進を図る。

2 組織・機構の合理化

新たな行政課題や市民ニーズに適切かつ迅速に対応するため、市民の目線に立った組織・機構の整備に努めるとともに、職員定数の削減、庁舎の統廃合にも対応した合理的で機能的な組織・機構の構築を行う。

また、勤務評定に基づき、効果的で適正な人事管理を推進し、職員の資質向上を図るとともに、職員自らが能力を発揮できるよう、給与制度の運用の適正化に努める。

(1) 機能的な組織の構築

事務事業の整理・合理化及び定員管理の適正化により機能的で効率的な市民にもわかりやすいスリムな組織の構築に努める。

各種委員会・審議会及び各種団体等の実態を踏まえて整理・合理化を進め、事務事業の効率化に努める。

近隣の2市2町による消防の広域化に取り組み、初動の消防力や増援体制の充実、人員配置の適正化を図るとともに救急・予防業務の高度化、専門化の推進を図る。

(2) 定員管理の適正化

地方分権による権限移譲や業務の民営化及び類似団体との均衡等を踏まえ、定員適正化計画による職員数の削減と適正な定員管理に努める。

また、嘱託職員等の雇用についても計画的な管理を行い、適正な配置

に努める。

職員採用については、広く募集を行い、多様な人材を確保することにより、事務事業の拡充・迅速化を図り、市民サービスの向上に努める。

定員適正化の推進については、他市町の状況も踏まえ有効な取り組みを進める。

(3) 給与の適正化

給与制度については、厳しい社会経済情勢や民間との賃金較差、また国や他の地方公共団体の動向を踏まえながら適正化に努める。

また、個人の能力や実績等が的確に反映される人事評価制度に基づく給与体系の確立を目指す。

3 公共財産の有効利用

公共施設の機能の充実や見直し、施設間の連携強化により、市民の利便性の向上を推進する。また、再編・統合により効率的な運用を行い、公共施設の有効利用に努める。

公共施設の使用料については、受益者負担の原則に基づき適正化に努め、公平性を図る。

行政庁舎、保育園の統廃合の整備により、市民サービスの更なる向上や事務事業の整理合理化を推進する。

また、市所有の未利用地や遊休地については、自主財源確保の面から売却処分を進めるなど有効的な活用を図る。

(1) 公共施設等の管理運営の見直し

図書館の再編・統合及び既存施設の機能充実や連携強化により各施設の有効利用に努める。

また、ホームページ等により公共施設の空き情報を提供し、利用者の利便性の向上を図る。

スポーツ施設の老朽化に伴うリニューアル等について検討し、施設の維持管理費の削減と安全で安心して利用できる施設環境の整備に努める。

使用料については、受益者負担の原則に基づき、市民全体の公平性を図るとともに、経済性や料金水準を十分に考慮し、適正な料金設定及び減免制度の見直しを行う。

(2) 庁舎等整備の推進

既に耐震補強工事を終えている宇ノ気庁舎に行政機能を集約し、事務の効率化、経費の節減合理化を図るとともに、サービスセンター機能の配置及び公共交通の利便性の向上を図ることにより、市民サービスの更なる充実に努める。

保育園についても計画的な統廃合による適正な配置を行い、保育サービスの更なる充実に努め、円滑な保育園の運営に努める。

(3) 市有財産の有効活用

市有財産の台帳等をデータベース化し、能率的な運用管理により、未利用地や遊休地の貸付や売却など、有効的な活用に努める。

4 事務事業の見直し

社会経済情勢等の変化や高度化・多様化する市民ニーズを柔軟かつ的確に捉え、限られた財源・資源を最大限に活用し、公平性の確保や費用対効果など、幅広い角度から徹底した見直しを行ない、民間活力の導入も検討しながら、事務事業の整理合理化を推進する。

また、事業評価システムの推進により、事業の必要性・有効性を**検証し**、優先順位をしっかりと見極めるとともに、合理的な行政運営に努める。

(1) 事務事業の整理・合理化

総合計画を基に各事業実施計画を策定し、計画的で安定した市民サービスの提供を目指す。

住民による自主的な地域防災活動の組織を全町会区で立ち上げ、地域住民による初期消火・救出救護活動や防災点検・防災啓発に取り組む。

申請書類の整理・簡素化及び事務処理の正確で迅速な実施により市民サービスの向上に努める。

事業評価システムの推進により各事業等の必要性、有効性を検証し、PDCAサイクルを徹底することで、より合理的な行政運営に努める。

(2) 市民サービスの充実に努める

窓口業務の時間延長については、時差出勤制導入による費用対効果を検証し、市民サービスや利便性の向上を図るよう取り組む。

公共料金等の納付機会を拡大するため、口座振替、コンビニ収納の推進など市民の利便性を考慮し、収納率の向上に努める。

市民の生活実態や多様化する市民ニーズを的確に捉え、福祉巡回バス等の福祉サービスの充実と安全で快適な生活が確保されるよう、円滑で効果的な事業の展開に取り組む。

(3) 補助金等の整理・合理化

各種補助金の目的、効果等を検証するとともに、本来の補助の趣旨を十分に踏まえた上で、補助期間の終期を設けるなど、市民の理解が得られるよう効果的で適正な運用に努める。

各種負担金については、負担割合等を精査して、市民が必要となる事業の適正なコストを見直し、財政負担の軽減に努める。

公民館の管理運営方法の整理と支援制度を検討し、地域の活動に則した支援体制を構築する。

(4) 民間委託等の推進

公共施設の管理運営について、現状の把握と費用対効果を分析し、効果の期待できるものについては、積極的に民間委託を推進する。

事業の民間委託や事業自体を民間に開放した方が市民ニーズに適合し、かつ、財政負担が軽減される事業については、その妥当性、効果を検証した上で民間委託を推進する。

指定管理制度の活用を図ることにより、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図る。

多様化する保護者ニーズに対応し、保育園運営の合理化を図るため、民営化基本方針等に基づき、保護者及び地域の理解を得ながら民営化の推進に努める。

(5) 環境保全の推進

「かほく市 環境マネジメントシステム」により、全庁的に温室効果ガス排出量の削減に努め、職員の環境意識の向上を図るとともに市民の意識醸成に取り組み、地球温暖化防止活動を推進する。

5 行政の情報化

行政サービスのより一層の利便性を図るため、情報の取扱いに関するセキュリティに十分配慮しつつ、情報処理・情報通信技術を活用し、より効率的・効果的な情報システムの構築に努め、行政の情報化を推進する。また、市から適正な情報を提供するため現在の情報発信体制の継続・充実を図る。

(1) 行政の情報化等の推進

情報システムやネットワークを活用し、事務効率の向上及び経費の節減に努める。

行政サービスの向上を図るため、インターネットなどの高度な情報通信技術を積極的に取り入れ、より便利で効果的な電子自治体の実現に向け、事務事業のシステム化とネットワークの構築に取り組む。

システム化にあたっては、個人情報保護制度を十分に踏まえ、行政情報のセキュリティを確保する。

情報システムやネットワークの活用により、各種申請事務手続の簡素化、迅速化を推進し、市民サービスの向上に努める。

また、庁内 LAN の充実を図り、事務効率の向上及び経費の節減に努める。

(2) 市民への情報提供

広報やホームページの内容等を随時検討するとともに、行財政の動向や各種イベント等の情報発信など、より一層の充実に努め、市民ニーズに対応した情報提供を推進する。

ホームページやいいメールかほく等、市民が広く行政情報に接することができる通信手段の充実を図り、市民相互の意見交換の場としても活発に利用できるようPRに努める。

行政情報、地域情報及び防災情報など、市民への情報提供に有効なCATV(ケーブルテレビ)については、加入率の向上を図るとともに、積極的な地域情報の取材・放送に努め、親しみやすく魅力のある番組作成・編成に努める。

6 公共工事の適正化

厳しい財政状況の下、限られた財源の有効活用を図るため、公共工事の施工において職員のコスト意識を徹底し、より一層の経費削減に努める。

また、公共工事の入札・契約についても公平性・競争性を十分確保し、適切な執行に努める。

(1) 公共工事の見直し

公共工事については、適切な設計指針の策定及び技術基準の見直し等を行うことにより、コスト縮減の徹底を図る。

外部委託となる公共工事の設計監理業務については、内部の技術力を高めるとともに、専任職員の育成、配置により、委託料の縮減に向け積

極的に取り組む。

市全般の公共工事計画を把握し、全体的に調整をして、計画的で効率的な工事の発注に努める。

(2) 入札・契約の手続の改善

公共工事の入札・契約手続については、地域の実情を勘案しつつ、透明で公正な運営となるよう、公平性、競争性を確保し、適切な入札の執行に努めるとともに指名基準等についてはホームページにより公表する。

7 人材の育成

職務を遂行する上で、必要とされる知識や技能の習得を進めることにより職員の資質向上を図り、また、専門業務に関する研修会への参加を積極的に促し、多様化する社会情勢や市民ニーズに対応できる職員の育成に努める。

また、組織の活性化や職員意識の改革を図るため、職員提案制度を推進し、事務改善や市民サービスの充実に努める。

(1) 人材育成の推進

資格取得の研修など各種研修会に積極的な参加を促し、専門的な知識の習得を推進するとともに、資格取得に取り組みやすい環境づくりに努める。

石川縣市町村職員研修所及び全国的な研修機関等を有効に活用し、職員に高度で専門的な研修を積極的に受講させ、職員の資質向上及び組織の活性化に努める。

職員の資質向上及び全庁的な意識改革の浸透を図るため、職員提案制度の活用を推進し、積極的に事務改善や行政サービスの充実に努める。

職員の意欲向上を図るため適正な勤務評定と昇任試験を実施するとともに、職員の資質、適性などを人事異動に適切に反映し組織の活性化を図る。

8 財政の健全化

景気の低迷が続く中、高度化、多様化する行政需要に対応するため、中長期的な財政見通しに基づき、重点的かつ効果的な政策を実施するとともに、事務

事業の整理合理化の推進により、一層の健全財政の運営を図る。

また、市税等の収納率の向上に取り組み使用料等の受益者負担の適正化を図るほか、新たな自主財源の確保にも努めることとする。

(1) 市税等の収納率向上

職員の税に対する知識を深めるとともに、課税客体等の的確な把握と、新たな課税客体の確保に向け積極的な調査に取り組む。

徴収体制の充実を図り、着実な滞納整理を実施し、滞納処分の強化により収納率の向上に努める。

(2) 新たな財源の確保

広報誌、ホームページ及びCATV（ケーブルテレビ）における有料広告のほか、新たな有料広告媒体を検討し、可能なものより実施する。

広報誌、ホームページ及びCATV（ケーブルテレビ）等により「ふるさと納税制度」を広く周知し、新規及びリピーターの寄附者を積極的に募るなど、新たな財源確保に努める。

企業誘致への助成、定住促進住宅取得奨励金助成制度などによる事業を推進し、新たな企業立地や定住人口を確保することにより税収の増加を図る。

(3) 経費の節減合理化

厳しい社会経済と先行き不透明な経済情勢の中、様々な財政課題に対応するため、総合計画との整合性を図りながら、中長期財政計画を策定し、財源不足の解消等を図るとともに財政の健全化に努める。

庁舎の統合に伴い組織の改編合理化、事務事業の統合、職員の適正配置及び時差出勤の実施等を検討し、時間外勤務の抑制を図り経費の節減に努める。

環境マネジメントシステムの実践による光熱水費、燃料費の削減及び物品購入の一括発注による価格の低減化など事務経費の節減に努める。

公用車の管理一元化により稼働率の向上、維持管理費の軽減、計画的な運用による台数の削減に努める。

資料《用語解説》

【か行】

課税客体

課税の対象となる物、行為又は事実のこと。

例として、固定資産税では土地、家屋、償却資産のこと。

環境マネジメントシステム

企業や団体等の組織が、環境方針、目的・目標等を設定し、その達成に向けた取組を実施するための組織の計画・体制・プロセス等のこと。

協働

市民、議会、行政などが、それぞれが独立した構成員として、それぞれが自ら果たすべき役割と責務を自覚して、対等の立場で協力し合い、補完しあうこと。

CATV（ケーブルテレビ）

有線テレビ放送のこと。

以前は、地形による難視の解消やビル陰等の都市難視解消を目的とした共同受信が主であったが、最近では、地域社会へ情報提供を行うチャンネルを含むものが多くなっている。

個人情報保護制度

市が保有する個人情報の開示や訂正、利用停止を請求する権利を保障し、市が取り扱う個人情報に関し保護措置を講じること。これにより、個人のプライバシーなどの基本的人権を擁護するものである。

コンビニ収納

コンビニエンスストア収納代行サービスの略称で公共料金や税金等の各種料金を、提携するコンビニエンスストアの店舗でお客さまから回収し、ご指定の口座に入金するサービスです。

【さ行】

時差出勤

本来の勤務体制を勤務時間数を変更せず、出勤時間と退勤時間をずらして勤務を行う制度。

職員提案制度

市役所の各職場で業務にたずさわる職員の声を、市の施策に活かすために、職員から提案を募集し、市民サービス向上などの施策に反映させる制度のこと。

情報公開制度

市が収集管理している公の情報を広く住民に公開する制度のこと。

情報セキュリティポリシー

企業などの組織における情報資産の情報セキュリティ対策について総合的・体系的かつ具体的にとりまとめたもので、どのような情報資産をどのような脅威から、どのようにして守るのかについて定めた規程。

事業評価

限られた予算や職員の労働力の有効活用を図るため、事業の目的や手段をはっきりさせ、事業目的が達成されているか、費用は適切か、他の方法はないかなどを点検・評価し、より効果的な市政運営につなげていくもの。

総合計画

総合計画とは、基本構想、基本計画及びこれに基づく実施計画の総称のこと。

【た行】

男女共同参画社会

性別で役割を決めつけたり、性別に基づく社会のしきたりによる不平等を解消し、男女がお互い人として自由に活動し、互いに尊重しあう質の高い生活を送るため、男女があらゆる分野でともに参画することができる社会。

地方分権

地方分権は、「中央集権」の反対語として使用されており、できるだけ多くの権限を地方に分散することを意味する。

平成7年に施行された「地方分権推進法」においては、地方分権の推進は、国と地方公共団体とが共通の目的である国民福祉の増進に向って相互に協力する関係にあることを踏まえつつ、各般の行政を展開するうえで国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本としておこなわれるものと基本理念が明確にされている。

定員管理の適正化

職員数について、これまでの推移とその要因、現在の状況と今後の課題などを明らかにし、今後の定員管理のあり方について、基本方針、目標、取組内容を定めた複数年度に渡り適正に計画していくこと。

データベース

蓄積したデータに対して、入力、検索、更新などの操作が容易になるよう意味づけを行ったもののこと。

【は行】

パブリックコメント制度

平成 11 年 3 月に閣議決定された意見照会手続き制度のこと。

市が事業を行う前に、できるだけ多くの情報を新聞やインターネット等の方法で公開し、電話やファックス、インターネット等の方法で意見を募集する制度。

PDCA サイクル

組織・業務管理の手法のこと。

Plan（政策立案） - Do（事業執行） - Check（点検・評価） - Action（見直し）を意味し、この一連のサイクルをまわしていくことで、事業を継続的に改善させていく。

かほく市で認証取得された ISO14001 の環境管理システムもこのマネジメントサイクルに沿って行われている。

ふるさと納税

平成 20 年に地方税法が改正され任意の地方自治体に対する寄付金のうち、5,000 円を超える部分が所得税とあわせて全額が個人住民税の税額控除とされる制度。

防災行政無線

区市町村が防災行政のために設置・運用する無線。

【ら行】

LAN

Local Area Network の頭文字。

独立した複数のコンピュータシステムを通信回線により、互いに資源を共有できるように結合させたものをコンピュータネットワークといい、それを地域、企業、行政機関レベルで内部的に相互接続させたものを LAN という。いわば、一定の域内（組織内）統合通信網のこと。

類似団体

総務省が作成する類型別の団体をいい、人口規模と産業構造を基準にして類型（市 36 類型、町村 85 類型、特別区 1 類型）にグループ分けされており、地方自治体の態様を比較するためのものです。かほく市は、類型 2 に属する。

かほく市総務部総務課

〒929-1195 石川県かほく市宇野気二 81 番地

TEL 076-283-1111 FAX 076-283-4644

ホームページ <http://www.city.kahoku.ishikawa.jp/>